

日本臨床コーチング研究会会則

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、日本臨床コーチング研究会と称する。

第2条 (事務局) 本会の事務局は、佐世保中央病院におく。

第2章 目的および事業

第3条 (目的) 本会は医療コミュニケーションの技術向上をめざし、医療従事者相互のコーチング技術と知識の交換を行うことによる医療社会福祉の向上を図ることを目的とする。

第4条 (事業) 本会はその目的達成のために次の事業を行うこととする。

1. 年1回の研究会集会を開催する。
2. その他、本会の目的に沿った事業を行う。

第5条 (会員) 本会会員は本会の目的に賛同する医療従事者によって構成される。
(但し、学生は準会員とする。)

第3章 役員

第6条 (役員) 本会には運営のために次の役員を置き、幹事会を構成し本会の運営方針を決定して会務を執行する。

1. 代表幹事は幹事会の承認により定め、本会を代表しこれを総括する。
2. 幹事(若干名)は代表幹事を補佐する。
3. 幹事の中から監査を置き、会計を監査する。
4. 1期以上の会長経験者は名誉会長の資格を有する

第7条 (任期) 役員任期は2年とし、その再任は妨げない。

第4章 総会及び世話人会

第8条 (総会) 定期の総会は毎年1回開くものとする。

第9条 (審議) 定期の総会は世話人会で審議された下記の事項を審議する。

1. 事業報告及び会計報告
2. 事業計画及び予算案
3. 会則の変更
4. 役員を選任
5. その他幹事会の必要と認めた事項

第10条 (議決) 議事は出席者の過半数をもって決定する。

第5章 会計

第11条 (経費) 本会の経費は会費及び寄付金をもって支弁する。

第12条 (会費) 会費は別途定める。

第13条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付則

- ① 本会則は2015年8月23日に変更。
- ② 現事務局：社会医療法人財団白十字会 佐世保中央病院
〒857-1195 長崎県佐世保市大和町15 電話：0956-33-7151、FAX：0956-34-3241
E-mail：rinsho-coach@hakujujikai.or.jp
(2015年9月1日をもって偕行会リハビリテーション病院より事務局移動)
- ③ 会費については、2007年8月25日より入会費として、金5000円とし、その他会場費等を参加に応じて徴収する。